

## 令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（18））

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止するとともに、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行う一方、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ-10-（3））
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行うことがないよう、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の体制の整備・向上を図るため、立入検査等を通じて適切な監督を実施する。
目標設定の考え方・根拠	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。） <sup>1</sup> 第22条は、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定しているところ、立入検査は、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握し、適時適切な指導及び監督を行うことによって、債権回収会社の適正な業務運営を確保することを目的として実施することとしている。 債権回収会社への立入検査は、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段であり、各債権回収会社の実情に則した立入検査を的確に実施することにより、把握した問題点に係る原因分析や改善措置について適切に指導・助言し、よりよい内部統制等の体制整備に資することを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）
政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
		基準年度	2年度	3年度	4年度
1 立入検査を実施した会社数（社）	—	—	営業会社数の3分の1以上	営業会社数の3分の1以上	営業会社数の3分の1以上
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
立入検査には、全ての債権回収会社に対して定期的実施する定期検査と、債権回収会社の業務運営が適正に行われていない疑いがある場合等に必要に応じて実施する特別検査の2種類があり、これらの立入検査において債権回収会社の業務運営における問題点が確認された場合には、当該問題点を指摘し、債権回収会社による自主的な改善を求めるなどの対応を行っている。また、近時の立入検査においては、サービサー法					

違反の有無のみならず、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の体制整備に関する状況を詳細に検査し、必要に応じて支店や営業所等に対する検査を実施するなど、債権回収会社の業務運営がより適切に確保されるための監督に資するものとしている。

そこで、債権回収会社の適正な業務運営が確保されるための監督を実施するという目標に鑑み、債権回収会社に対する立入検査を実施した会社数を測定指標として選定した。また、年度ごとの目標値は、債権回収会社の適正な業務運営の確保のために必要な立入検査実施数として、これまでの立入検査の実績等を踏まえ、3か年以内に全ての債権回収会社に対する立入検査を実施することが適当と考えられることから、営業会社数の3分の1以上を設定した。

加えて、営業会社数の3分の1以上の値を明確にするため、年度末日現在の営業会社数を参考指標に選定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
立入検査を実施した会社数（社） （うち特別検査を実施した会社数（社））	39 (6)	39 (4)	38 (9)	36 (1)	集計中		
参考指標	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
年度末日現在の営業会社数（社） （上記会社数の3分の1に当たる数）	86 (29)	84 (28)	80 (27)	77 (26)	集計中		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
		基準年度	2年度	3年度	4年度
2 当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数（件）	—	—	29年度～元年度の平均を下回る数	30年度～2年度の平均を下回る数	元年度～3年度の平均値を下回る数

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

立入検査には、定期検査のほか業務運営が適正に行われていない疑いがある場合等に必要に応じて実施することとしている特別検査があるところ、立入検査において、業務運営が適正に行われていない疑いがあった場合、当該検査の指摘に対する改善状況を確認し、業務運営が適正に行われているかを把握するためにも特別検査を実施している。そして、当該特別検査により、当該債権回収会社において自主的な改善が期待できないと判断された場合など債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要があると認められるときは、業務改善命令が発出されることとなる。

このように、特別検査は、債権回収会社の適正な業務運営を確保するために特に必要があると認められる場合等に実施するものであることから、立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断されたものの件数を測定指標として選定することとし、次回検査において特別検査の必要があると判断される件数の減少が図られるよう、直近3か年の平均を下回る数を年度ごとの目標値として設定することとした。

なお、業務改善命令は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要がある場合に発出されるものであるから、業務改善命令を発出した件数を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数（件） （当該年度の直近3か年の平均値（件））	3 (3.3)	8 (3.7)	1 (4.3)	5 (4.0)	集計中		
参考指標	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
債権回収会社に対する業務改善命令の件数（件）	0	2	0	0	集計中		

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
①債権管理回収業の審査監督 （平成11年度）	10百万円 （8百万円）	10百万円 （8百万円）	10百万円	10 百万円	1, 2
達成手段の概要等				令和2年行政事業レビュー事業番号	
<p>暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止するなどの観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的に実施する定期検査等を通じ、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の体制整備についての的確に指導・助言を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発出するなどの監督事務を行っている。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査に関しては、各債権回収会社の実情に則して的確に実施することにより、限られた人員及び予算の下で効果的な遂行に努めている。</p> <p>また、立入検査の結果については、指摘を行っているところ、当該指摘を受けた会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でない認められる場合は、更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。</p>				—	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			2年度 当初予算額
	29年度	30年度	元年度	
	10百万円 （8百万円）	10百万円 （8百万円）	10百万円	10百万円

\*1 「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成10年法律第126号）

（目的）

第1条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和24年法律第205号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管

理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。